

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(1) 子育ての支援
中項目(1)	1. 本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。
中項目(2)	(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくり
小項目	

資料2

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実施計画予定
①中央児童館の活用	子育て支援課	中央児童館は、児童健全育成の拠点として重要な施設です。中央児童館の整備も含め、児童健全育成の拠点として、より活用します。	延べ利用人数3,422人（内訳 任意利用2,273人 行事・イベント 350人 クラブ活動 575人 ジュニアリーダー養成研修会 224人） 自動水栓化及びトイレ改修工事を行った。	市内1か所において、児童健全育成の拠点として各種子育て支援サービスを実施する。	市内1か所において、児童健全育成の拠点として各種子育て支援サービスを実施する。
②放課後子ども教室の充実	社会教育課	地域住民等の参画を得て、子どもたちがスポーツ、文化活動等で交流する安心安全な放課後の活動拠点（居場所）を確保します。市内全小学校区において実施し、国が定める「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの連携を進めます。	新型コロナウイルス感染症対策として、1日当たりの参加人数を減らすとともに、感染症対策を講じ、参加児童やスタッフの安全を確保しながら、子どもたちの学びの場の確保に努めた。 参加児童数 294人	放課後子ども教室を市内全小学校にて実施する。	放課後子ども教室を市内全小学校にて実施する。
③放課後児童クラブの充実	子育て支援課	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを全小学校区に設置しています。引き続き全小学校区に設置します。今後は、クラブの適切な運営に努めながら、放課後子ども教室との連携や保護者の就労時間を考慮した開設時間、障がい児の受け入れなどを視野に入れ、事業の充実を図ります。	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを8小学校区9クラブで実施し、児童に安心・安全な居場所を提供した。 登録児童数433人（4月1日現在） 神守こどもの家を学校敷地内に建設し、令和5年3月に開所式を行った。	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを全小学校区に設置し、児童に安心・安全な居場所を提供する。 令和5年4月、学校敷地内に神守こどもの家を開所した。	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを全小学校区に設置し、児童に安心・安全な居場所を提供する。
④長期休暇期間の小学生の居場所の提供	子育て支援課	長期休暇期間において、保護者の就労のため昼間に留守家庭となる小学生に対し、安心・安全な居場所や昼食の場所を提供します。	夏休み子どもの居場所づくり事業参加者 229人。 春休み子どもの居場所づくり事業参加者 119人。	夏休み子どもの居場所づくり事業(中央児童館、東小、西小、神守小、高台寺小で定員237名で実施)。 春休み子どもの居場所づくり事業(中央児童館、東小、西小、蛭間小、蛭間小で定員237名で実施)。	夏休み子どもの居場所づくり事業(中央児童館、東小、西小、神守小、高台寺小で定員237名で実施)。 春休み子どもの居場所づくり事業(中央児童館、東小、西小、神守小、高台寺小で定員237名で実施)。
⑤学校体育施設の開放	社会教育課	市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、スポーツ活動の拠点として、子どもが休日や夜間にスポーツに親しむ機会を継続して提供します。	新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、子どもから大人まで主体的にスポーツに親しむ機会を提供した。年間を通じ、グラウンドや体育館等をあわせ、4,093回の利用があった。	市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、子どもから大人まで主体的にスポーツに親しむ機会を提供する。	市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、子どもから大人まで主体的にスポーツに親しむ機会を提供する。
⑥図書館の活用	社会教育課	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施します。	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら新型コロナウイルス感染症対策を講じ、おはなし会等（72回）を実施した。	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施する。	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施する。
⑦ふくしくん広場の充実	福祉課 (社会福祉協議会)	親子等で楽しめる催しやおもちゃあそびを通してのふれあいの場の提供や、親同士等のネットワーク作りのために、津島市社会福祉協議会が開催する「ふくしくん広場」について支援します。	親子等で楽しめる催しやおもちゃあそびを通してふれあいの場を提供した。 ・開催回数：月1回、年間計 12回 ・延べ利用人数：230人 (大人86名、子ども95名、ボランティア30名 講師19名)	今後も月1回の定期開催を継続する。今後も感染症対策は行いつつ、状況を見ておもちゃや催し物を充実させ、参加者の定着を図る。	参加者数が安定してきたため、ニーズ把握のためのアンケート等を行い、親子等で参加しやすい場づくりに努める。アンケートの意見を反映できるように、実施の期間や対象などの方法を検討する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(1) 子育ての支援
中項目(1)	1. 本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。
中項目(2)	(2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援
小項目	① 学校等における支援

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実実施計画予定
① 豊かな心の育成	学校教育課	子どもたちが未来への夢や目標を抱いて生活できるようめざましい活躍をしている方を招き話を聞く等、豊かな心をはぐくむ事業を実施することや、指導方法・指導体制の工夫改善を進め、子どもの心に響く教育活動の充実を図ります。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした。	地域出身者で活躍されている方を講師に招き講話を行う予定。	地域出身者で活躍されている方を講師に招き講話を行う予定。
② 適応指導教室の充実	学校教育課	様々な要因により、登校できない状態にある児童生徒及びその保護者を対象として、相談、助言、指導を行い、児童生徒の学校復帰を支援します。	適応指導教室から教育支援センターへ名称変更した。 市内2か所で教育支援センターを開設した。	市内2か所で教育支援センターを開設する。	市内2か所で教育支援センターを開設する。
③ 健やかな体の育成	学校教育課	子どもの体力の増進が望まれる中、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、地域のスポーツ活動を充実します。	子どもの頃から基礎体力を向上し、健康な身体を維持していくよう取り組んだ(なわとび、サーキットトレーニングなど)。健康意識を高める取組を行った。	子どもの頃から基礎体力を向上し、健康な身体を維持していくよう取り組む(なわとび、サーキットトレーニングなど)。健康意識を高める取組を行う。	子どもの頃から基礎体力を向上し、健康な身体を維持していくよう取り組む(なわとび、サーキットトレーニングなど)。健康意識を高める取組を行う。
④ 地域の人材の活用	学校教育課	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力を身に付けさせるために、ボランティアティーチャーや地域の伝統文化を継承する方などの外部人材を活用して学校教育の充実を図ります。	各学校において、本の読み聞かせや伝統的な遊びの指導など地域の方の協力を得て、学習や部活動等の学校教育の充実を図った。	各学校において、本の読み聞かせや伝統的な遊びの指導など地域の方の協力を得て、学習や部活動等の学校教育の充実を図る。	各学校において、本の読み聞かせや伝統的な遊びの指導など地域の方の協力を得て、学習や部活動等の学校教育の充実を図る。
⑤ 外国語指導助手(ALT)の活用	学校教育課	A L T の市内全小中学校への派遣を継続します。	6名の外国語指導助手(A L T)が市内の全8校の小学校、全4校の中学校で勤務し外国語指導を行った。	6名の外国語指導助手(A L T)が市内の全8校の小学校、全4校の中学校で勤務し外国語指導を行う。	6名の外国語指導助手(A L T)が市内の全8校の小学校、全4校の中学校で勤務し外国語指導を行う。
⑥ 地域の根ざした学校づくり	学校教育課	学校評議員体制の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じ、地域に根ざした学校づくりを進めます。	地域学校協働本部が中心となり、コミュニティスクールを立ち上げ、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる取り組みを進めた。 新規設置学校：北小、藤浪中、天王中、蛭間小、西小	コミュニティスクール等、地域学校協働本部が中心となり、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる取り組みを進める。 全小中学校に設置	コミュニティスクール等、地域学校協働本部が中心となり、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる取り組みを進める。
⑦ 福祉実践教室等の福祉教育の充実	福祉課 (社会福祉協議会)	児童・生徒にノーマライゼーションの理念を普及し福祉意識を高めるために、社会福祉協議会などと連携し、障がい者の日常生活に根ざした体験学習に取り組むなど、小中学校での福祉実践教室や総合学習での福祉教育の充実を図ります。	従来の福祉教育に加え、昨年度から実施している講演型福祉教育に新たな講師を迎えて継続実施を行いました。 実施校：10校 参加総数897人 <実践型内訳> 小学校 7校 10回 497人、 中学校2校2回 260人 内容：車いす、手話、要約筆記、点字、高齢者疑似体験 視覚障がい者ガイドヘルプ、 <講演型内訳> 高等学校 1校 1回 140人	児童生徒の学びたい内容が提供できるよう、また、講師の意見も取り入れて、意欲的に参加できる内容になるよう取り組む。	令和3年度に開始した中・高校生対象の講演型福祉教育をより充実させるため、年齢や知識、時代を考慮し、福祉の制度や職業を身近に感じられる内容や講師の選定を行う。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(1) 子育ての支援
中項目(1)	1. 本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。
中項目(2)	(2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援
小項目	②地域における支援

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実実施計画予定
①異年齢世代交流の機会の提供	子育て支援課		コロナ前までは近くの老人ホームとの交流があったが、令和4年度は実施なし。	再開予定の目途なし。	状況を見ながら再開可能となれば交流を再開したい。
	学校教育課	保育所や幼稚園及び学校において、異年齢世代交流を図る機会の提供を行います。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした。	小学校で高齢者の方を招いて昔の遊びを学ぶ。中学校の生徒が小学校に訪問し部活動を行う。津島高校が小学校へ訪問し、外国語の授業を行う。上記の様々な機会を持って交流する。	小学校で高齢者の方を招いて昔の遊びを学ぶ。中学校の生徒が小学校に訪問し部活動を行う。津島高校が小学校へ訪問し、外国語の授業を行う。上記の様々な機会を持って交流する。
②地域のスポーツ活動の支援	社会教育課	地域住民等が自主的・主体的に運営する総合型スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援し、親子が気軽に参加でき、地域やクラブ仲間と交流できる場を提供していきます。	総合型地域スポーツクラブでは、気軽に楽しめるスポーツ12種目を合計122回開催し、子どもから高齢者まで延べ2,808人が参加した。スポーツ少年団は、新型コロナウイルス感染症の影響を一部受けたものの、5種目の団体が多くの練習や交流試合を実施することができた。総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援することにより、子どもたちや親子でスポーツを楽しめる機会を提供することができた。	総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動支援を継続し、スポーツを通じて子どもたち同士、親子、異世代での交流の場を提供する。	総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動支援を継続し、スポーツを通じて子どもたち同士、親子、異世代での交流の場を提供する。
③親子で一緒に体験できるイベントの実施	社会教育課	子どもたちに自然体験や社会体験、異世代間の交流や家庭内でのコミュニケーションを深める場を提供するため、つしまおやこワクワク体験活動フェスティバル!等を実施します。	令和5年2月18日(土)につしまおやこワクワク体験活動フェスティバルを津島市文化会館にて開催した。	令和6年2月につしまおやこワクワク体験活動フェスティバルを開催する。	つしまおやこワクワク体験活動フェスティバル!等の開催を通して、子どもたちに自然体験や社会体験、異世代間の交流や家庭内でのコミュニケーションを深める場を提供する。
④郷土への愛着や誇りを育む学習や体験、交流の推進	社会教育課	郷土の歴史や文化に触れる多様な機会を創出し、その魅力や価値への理解を深め郷土への愛着と誇りを醸成します。	小学生を対象に愛西市と共催して「祭りを学ぶ」を実施し、地域の祭りについての理解を深めた。7月9日(土)にクイズ・屏風鑑賞、7月16日(土)に、舟パズル・フィールドワーク、7月24日(日)に朝祭見学を実施した。全体応募者36人。	小学生を対象に愛西市と共催して「祭りを学ぶ」を実施し、地域の祭りについての理解を深める。7月9日(日)にクイズ・フィールドワーク、7月23日(日)に、朝祭見学、8月6日(日)に神輿列体験・注連縄作り体験を実施する。	「祭りを学ぶ」と題して、事前学習、朝祭の車乗舟見学を実施する。小学生を対象に地域の祭りについての理解を深める。
⑤多文化共生の推進	シティプロモーション課	国際的な相互理解と信頼を深め、将来を担う人としてふさわしい国際感覚を身につけることを目的に、姉妹都市である米国カリフォルニア州ハーキュリーズ市への派遣・受入事業を行います。また、津島市国際交流協会等が開催する外国籍の小中学生の日本語教室について支援します。	姉妹都市であるハーキュリーズ市との派遣・受入事業は新型コロナウイルス感染症の影響でストップしているため、代替事業について検討を行った。日本語教室は、外国籍の小中学生を対象に、計36回、延べ216人(児童・生徒168人、親48人)の参加があった。また、暁中学校と藤浪中学校で、国際理解教育出前授業を行い、計550人(生徒505人、他45人)の参加があった。	今後の姉妹都市交流のあり方、及び派遣・受入事業に代わる新たな事業について、ハーキュリーズ市と協議、検討を進めていく。外国籍の小中学生を対象に、日本語教室を開催する。天王中学校で、国際理解教育出前授業を開催する。	外国籍の小中学生を対象に、日本語教室を開催する。国際理解教育出前授業は、開催中学校を順番に変えながら継続して実施する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(1) 子育ての支援
中項目(1)	1. 本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。
中項目(2)	(2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援
小項目	⑥障がい児施策の充実

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実施計画予定
①障がい児保育の促進	福祉課	保育所及び幼稚園と障がい児通所施設との連携をいっそう深め、保育所等の受け入れ体制を改善しながら、すべての施設で障がい児の受け入れをできるよう進めます。また、保育所等と障がい児通所施設を同時に利用する場合の利用料無償化の対象年齢の拡大について、実施できるように努めます。	障がい福祉サービス支給決定者数209人 内訳：児童発達支援54人、放課後等デイサービス152人、保育所訪問支援3人 保育所等と障がい児通所施設を同時に利用する場合、4歳以上児に利用料無償化を実施した。	各々の症状や希望に沿ったサービスの提供に努める。	各々の症状や希望に沿ったサービスの提供に努める。
	子育て支援課	市内11保育所・認定こども園で43名の障がい児を受け入れた。また、障がい児保育の促進のため、青い鳥療育支援事業(10園)や愛知発達障害者支援センター事例検討事業(1園)を活用したり、巡回型保育士・保育教諭研修(6園)を実施し、障がい児保育の相談・検討及び関係機関との連携を図った。	市内13保育所・認定こども園のすべての施設で障がい児の受け入れをできるよう進める。また、障がい児保育が、適切な環境下において、一人一人の子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、保育が進められるよう、研修の充実を図る。また、関係機関との連携が図れる機会を設ける。	市内13保育所・認定こども園のすべての施設で障がい児の受け入れをできるよう進める。また、障がい児保育が、適切な環境下において、一人一人の子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、保育が進められるよう、研修の充実を図る。また、関係機関との連携が図れる機会を設ける。	
②特別児童扶養手当の支給	子育て支援課	重度・中度の障がいを持つ児童(20歳未満)を監護している方への手当支給について、今後も継続して実施します。	重度・中度の障がいを持つ児童(20歳未満)を監護している方へ、特別児童扶養手当を受給者数108件(児童数117人)に支給した。	制度の周知を徹底し児童福祉の増進を図る。	制度の周知を徹底し児童福祉の増進を図る。
③障がい者医療費の支給	保険年金課	障がいがある児童の福祉の増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。	障がい者医療費の助成を行った。 障がい者医療費受給対象者数686人、うち子ども88人(令和5年3月時点)	障がいがある児童の福祉の増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して実施する。	障がいがある児童の福祉の増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して実施する。
④特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費・学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施します。	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、市内の小中学校に通う児童生徒80人に対し、前期分と後期分を合わせて、2,238,031円を支給した。	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費・学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施する。	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費・学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施する。
⑤小児慢性特定疾病児童等医療費の支給	保険年金課	小児慢性特定疾病等(他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く)に対する医療費の助成を今後も継続して実施します。	小児慢性特定疾病等(他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く)に対する医療費助成をした。(支給人数11人)	小児慢性特定疾病等(他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く)に対する医療費の助成を今後も継続して実施する。	小児慢性特定疾病等(他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く)に対する医療費の助成を今後も継続して実施する。
⑥未熟児養育医療費の支給	保険年金課	医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の給付を今後も継続して実施します。	医療を必要とする未熟児の養育医療費の助成を行った。(受給者数5人)	医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の助成を今後も継続して実施する。	医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の助成を今後も継続して実施する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目(1)	1. 本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。
中項目(2)	
小項目	①子育て支援サービス

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実実施計画予定
①妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援の充実	健康推進課	妊娠前から子育て期までの様々なニーズに対し、切れ目のない支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター事業」を総合保健福祉センターで実施しています。また、妊娠届出の窓口を一つに集約することにより、保健師が聞き取り等を行い、早期の支援につなげていきます。	子育て世代包括支援センター事業として、母子健康手帳交付時に市民と保健部門、児童福祉部門の顔つなぎを実施した。また、支援の必要な家庭を早期に把握し、妊娠前から関係機関と連携して支援を行った。	子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施する。	子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施する。
②地域子育て支援センターの充実	子育て支援課	子育て支援センターは、親子交流の場や育児相談、子育てに関する情報提供を行う拠点として、事業内容の充実を図ります。	東西子育て支援センターの自由来所は延べ5204人、親子遊び講座142人、育児講座は参加人数1回5組とする14組、青空保育は親子で625人、すくすくひろば親子で133人、はじめの一步親子で123人の参加であった。親子交流教室参加組数5組とする169組の参加であった。相談事業として、育児相談は随時相談を受けているが314人、個別相談は予約制と71人であった。	親子遊び講座、育児講座、すくすくひろば、はじめの一步、支援ひろば、親子音楽会については、引き続き予約制とするが、新型コロナウイルス感染状況により、人数を増やすなど対応する。子育てサークル(多胎児サークルをなど)を育成する。	親子交流の場や育児相談、子育てに関する情報提供、サークル育成等、拠点として事業内容の充実を図る。
③子育て支援サービスの情報提供の充実	子育て支援課	子育て世代を対象に、利用者の状況に応じ、妊娠・出産・子育てに関する各種行政サービス情報を発信し、利用者の利便性を高めた子育て支援情報を幅広く提供するためのアプリ及びウェブサイト構築し、積極的な情報提供に努めます。子育て支援センターの事業内容・サークルについての情報などをホームページや情報誌で積極的に配信し、行政・地域・家庭で連携して子育てを担うように啓発します。パンフレットやホームページ等により、保育サービスに関する情報を一元化し、内容の充実とわかりやすい情報提供を図ります。	妊娠前から子育て世代を対象に、子育て支援アプリ及びウェブサイト「つしまっち」の公開や子育てカレンダー、情報紙「すくすく」を毎月発行し、子育てに関する様々な支援情報を提供した。ホームページ・市政のひろばで情報提供する。子育てガイドブック令和4年4月4000部発行する。	妊娠前から子育て世代を対象に、子育て支援アプリ及びウェブサイト「つしまっち」公開。また、YouTubeやInstagramを活用し子育て支援センターの活動や子育てに関する情報を提供する。子育てカレンダー、情報紙「すくすく」を毎月発行する。子育て支援センター等でアンケートを行い改善し、一覽で情報提供を行う。ホームページ・市政のひろばで情報提供。子育てガイドブック令和5年4月4000部発行	妊娠前から子育て世代を対象に、子育て支援アプリ及びウェブサイト「つしまっち」公開。また、YouTubeやInstagramなど世情にあった発信方法を活用し子育て支援センターの活動や子育てに関する情報を提供する。子育てカレンダー、情報紙「すくすく」を毎月発行する。ホームページ・市政のひろばで情報提供する。子育てガイドブック令和6年4月4000部発行する。
④切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実	健康推進課	妊婦とその家族に産後の不安解消のため、産後の生活についての具体的なイメージを持ってもらい、地域の子育て支援サービスとのつなぎを、妊娠前から大切にします。また、低出生体重児の要因となる若い女性のやせや喫煙などの習慣を改善するため、思春期からの啓発を重点的に行います。	妊婦とその家族の不安解消のため、HAPPYマタニティ教室(両親教室)を7回実施した。妊娠届出時に子育て支援センターを紹介し、地域の子育てサービスへつないだ。やせや喫煙などの生活習慣改善のためにHAPPYマタニティに加え、市内小中学校に食生活やタバコの害についての教育を行った。	妊婦とその家族に対して、両親教室や相談等を実施し、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施する。思春期から、生活習慣改善の啓発を継続していく。	妊婦とその家族に対して、両親教室や相談等を実施し、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施する。思春期から、生活習慣改善の啓発を継続していく。
⑤子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	子育て支援課	子育て世代包括支援センター事業を実施し、対象者に合わせて必要な情報提供と相談先の周知を行います。また、他機関との顔みえるつながりを大切にしながら、地域の子育て支援サービスとも連携し、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援に努めます。	利用者支援事業として、子育て家庭を個別のニーズに応じて地域の資源につなぎながら、家庭が地域の中に子どもを育てるための体制を作っていく。必要な情報と相談先周知のため10か月訪問を実施した。(159件)また、子育て相談を実施した。(17件)	利用者支援事業として、子育て家庭を個別のニーズに応じて地域の資源につなぎながら、家庭が地域の中に子どもを育てるための体制を作っていく。必要な情報と相談先周知のため10か月訪問を実施する。子育て相談を関係機関につなげる。	利用者支援事業として、子育て家庭を個別のニーズに応じて地域の資源につなぎながら、家庭が地域の中に子どもを育てるための体制を作っていく。必要な情報と相談先周知のため10か月訪問を実施する。子育て相談を関係機関につなげる。
	健康推進課		母子健康手帳の交付時に、地区担当保健師の周知を行い、孤立防止に努めた。また、子育て支援サービス、医療機関等に出向き、地域で安心して出産・育児ができるような連携を図った。	関係機関と連携を図り、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援と地域づくりに努める。	関係機関と連携を図り、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援と地域づくりに努める。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

⑥子育てサークルの育成	子育て支援課	各地域で子育てサークルの数を増やし、その育成を支援していきます。サークルが活動しやすい環境を提供するとともに、親の主体性が高まるように意識を高めます。	子育てが孤立しないように、同じ年頃の子どもを持つ保護者が情報交換をしたり、活動が円滑に回るように支援をする。 サークルリーダー会を12月に開催 現在8サークル（令和4年度は新サークル立ち上げなし）	新型コロナウイルス感染状況を見ながら、サークル交流会を開催。サークル活動の充実と共に、子育てお悩みを解消できるように相談や意見交換をしたり、情報交換を行う。	母親・父親のニーズに合わせながら、実施していく。
-------------	--------	---	--	--	--------------------------

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目 (1)	1. 本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。
中項目 (2)	
小項目	①子育て支援サービス

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実実施計画予定
⑦子育てサロンの開催	子育て支援課	地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子が一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催します。	蛭間地区コミュニティセンターで、地域の主任児童委員を中心に子育てサロン「おたまじゃくし」を開催した。悪天候により1回中止し、全15回開催。	地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子と一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催する。 全16回開催予定。タッチケア、栄養相談の講師を呼び、それぞれ7月と11月に1回ずつ開催する予定。	地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子と一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催する。
⑧園開放の継続	子育て支援課	子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・幼稚園等の園庭、園舎を開放します。	子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・幼稚園等の園庭、園舎を開放した。 共存園保育所は、毎週金曜日に実施した。新型コロナウイルス感染対策のために 4/20～6/20 8/8～9/12 1/21～3/21までの間は中止したが、その他は予約制として実施した。 利用人数未就園児29人 保護者27人 計56人 新開こども園は、毎週月曜日に実施した。新型コロナウイルス感染対策のために 4/20～6/20 8/8～9/12 1/21～3/21までの間は中止したが、その他は予約制として実施した。 利用人数未就園児49人 保護者45人 計94人	新型コロナウイルス感染状況を見ながら、感染対策を取り、子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所認定こども園等の園庭、園舎を開放する。	子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・認定こども園等の園庭、園舎を開放する。
⑨延長保育の実施	子育て支援課	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、午前7時から午後7時まで実施する延長保育をすべての園で実施します。	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、開所時間内で実施する延長保育を市内施設14施設（公立保育所1か所、民間保育所1か所、公立認定こども園1か所、民間認定こども園10か所、小規模保育所1か所）で実施し、延べ17,257人（実利用人数431人）の児童が利用した。	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、開所時間内で実施する延長保育を今後も継続して、全園での延長保育を実施する。	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、開所時間内で実施する延長保育を今後も継続して、全園での延長保育を実施する。
⑩公立・民間保育所での一時預かりの継続	子育て支援課	公立・民間保育所で実施している一時預かりサービスを継続して、保護者の断続的・短時間就労等の支援や、疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減します。	保護者の断続的・短時間就労等の支援や、疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減のために子どもを預かる制度で、市内施設6か所（共存園、新開、蛭間、神島田、あたご、つしま）で実施し、延べ2,603人（実利用人数129人）の児童が利用した。	公立保育所1か所（共存園）民間保育所1か所（蛭間保育園）、公立認定こども園1か所（新開こども園）、民間認定こども園3か所（あたごこども園、神島田こども園、つしま幼稚園）において、一時預かり事業を実施する。	公立保育所1か所（共存園）民間保育所1か所（蛭間保育園）、公立認定こども園1か所（新開こども園）、民間認定こども園3か所（あたごこども園、神島田こども園、つしま幼稚園）において、一時預かり事業を実施する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

⑬病児・病後児保育の充実	子育て支援課	民間保育所で実施している病児・病後児保育事業の内容の見直しを図り、より利用しやすいサービスを提供してまいります。また、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりとの連携を検討します。	児童が病気により集団保育の困難な期間でかつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない児童について、一時的にその児童を預かる制度で、神島田こども園にて95人の児童が登録し、延べ45人が利用した。	病気により集団保育が困難でかつ保護者の就労等により保育が必要な児童を一時的に預かる病児・病後児保育事業を神島田こども園にて継続して実施する。	病気により集団保育が困難でかつ保護者の就労等により保育が必要な児童を一時的に預かる病児・病後児保育事業を神島田こども園にて継続して実施する。
⑭休日保育の継続	子育て支援課	民間保育所で実施している休日保育事業を、今後も継続していきます。	保護者の就労等により休日に保育を必要とする児童を預かる制度で、令和4年度はあたごこども園にて10人の児童が登録し、延べ6人が利用した。	保護者の就労等により休日に保育を必要とする児童を預かる休日保育事業をあたごこども園にて継続して実施する。	保護者の就労等により休日に保育を必要とする児童を預かる休日保育事業をあたごこども園にて継続して実施する。
⑮児童養護施設等の短期利用	子育て支援課	緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育します。今後も3施設への委託を継続していきます。	緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育する。令和4年度については実績なし。	緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育する。今後も3施設への委託を継続する。	緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育する。今後も3施設への委託を継続する。
⑯家庭教育学級の推進	社会教育課	小学校の保護者を対象とした家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場を提供しており、今後も実施の支援をします。	保護者相互の交流と家庭教育の充実を目的に、講演会、スマホ安全教室、研修会等を開催した。	小学校の保護者を対象とした家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場を提供し、実施の支援を行う。	小学校の保護者を対象とした家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場を提供し、実施の支援を行う。
⑰小学校区家庭教育の推進	社会教育課	家庭教育推進地区の指定を行い、各地区の家庭教育の推進強化を行います。	令和2～4年度の重点地域である神島田小学校区において、家庭教育の推進を強化した。海部地区の拡大家庭教育推進会議で活動事例の発表をした。	令和5～6年度の重点地域である南小学校区において、家庭教育の推進を強化する。	令和5～6年度の重点地域である南小学校区において、家庭教育の推進を強化する。
⑱親子ロードショーの開催	社会教育課	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして「おいまつシネマ」を継続して開催します。	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして「おいまつシネマ」を開催した。8月15日（月）から17日（水）まで。延べ参加者数36人。	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして「おいまつシネマ」を開催する。8月7日（月）から9日（水）まで開催する。	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして「おいまつシネマ」を開催する。
⑲親子でふれあう科学教室の開催	社会教育課	天文や科学に親しんでもらえる事業を通じて、親子のふれあいを図る場として、四季の星空教室や工作、企画展を開催します。	児童科学館において、四季の星空教室や天文科学工作教室、わくわく工作教室や、昆虫展などの企画展を開催した。計14回、延べ参加者数225人。	児童科学館において、四季の星空教室や工作、企画展を開催する。	天文や科学に親しんでもらえる事業を通じて、親子のふれあいを図る場を提供する。

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目(1)	1. 本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。
中項目(2)	
小項目	①子育て支援サービス

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実施計画予定
医療的ケア児保育支援事業の実施(新規事業)	子育て支援課	医療的ケア児(日常生活を営むために医療を要する状態にある児童)が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の保育を行う制度で、ガイドラインを策定し、昭和幼稚園にて看護師の配置を行い、医療的ケア児1名の保育を実施した。	引き続き関係機関と情報共有していくことで、新たな医療的ケア児の保育ニーズを適宜把握し、医療的ケア児が保育所等の利用を希望した場合に、受入ができるよう受入体制を整備する。	引き続き関係機関と情報共有していくことで、新たな医療的ケア児の保育ニーズを適宜把握し、医療的ケア児が保育所等の利用を希望した場合に、受入ができるよう受入体制を整備する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目(1)	1. 本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。
中項目(2)	
小項目	①経済的支援

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実施計画予定
①ひとり親家庭等の支援	子育て支援課	ひとり親家庭や貧困家庭の子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等について検討してまいります。	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の経済的支援を図るため、広報紙、ホームページ、冊子等で制度の周知を徹底した。 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、ひとり親世帯及びその他の子育て世帯に対し、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を18歳以下の児童1人につき5万円を支給した。(支給児童数 1,039人) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援する取り組みとして、児童手当支給対象所得の世帯に対し愛知県子育て世帯臨時特別給付金を15歳以下の児童1人につき1万円支給した。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の経済的支援を図るため、広報紙、ホームページ、冊子等で制度の周知を徹底する。 物価高騰の影響がある中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、ひとり親世帯及びその他の子育て世帯に対し、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金を18歳以下の児童1人につき5万円を支給する。 	ひとり親世帯の経済的支援を図るため、広報紙、ホームページ、冊子等で制度の周知を徹底する。
②児童手当の支給	子育て支援課	家庭等における生活の安定に寄るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当法に基づき手当を支給します。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与した。述べ支給児童数70,441人。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与する。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与する。
③子ども医療費の支給	保険年金課	子どもの福祉の増進を図るため、18歳までの子どもに対する医療費の助成を実施します。	子ども医療費の助成を行った。 令和4年10月診療分から、16歳から18歳までの所得制限を廃止し、18歳以下の子ども全員の医療費を入院・通院ともに無料化し、受給者を拡大した。 受給者数 2,298人(未就学児) 5,340人(小1～高3) (令和5年3月時点)	子どもの福祉の増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施する。	子どもの福祉の増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施する。
④保育料の一部免除	子育て支援課	大幅な収入減などがある保護者に対する保育料の一部免除のため、市内の家庭の実態の把握や他市の状況を調査・研究しました。今後も適正な保育料免除の基準を検討してまいります。	市内保育所及び幼保連携型認定こども園等と連携し保護者の家庭状況を把握に努めた。	今後も市内の家庭の実態や近隣市町村の状況を鑑みて検討する。	今後も市内の家庭の実態や近隣市町村の状況を鑑みて検討する。
⑤就学援助費の支給	学校教育課	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行います。	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を、申請のあった延1,309人(349世帯)に合計23,246,176円を支給した。	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行う。	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行う。
⑥遺児手当の支給	子育て支援課	制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「津島市遺児手当支給条例」(昭和49年条例第9号)に基づいて、遺児手当を今後も継続して支給します。	ひとり親世帯の経済的支援を図るため、津島市遺児手当を支給した。 受給者数209人(児童数321人)	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。
⑦児童扶養手当の支給	子育て支援課	制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「児童扶養手当法」(昭和36年法律第238号)に基づいて、児童扶養手当を今後も継続して支給します。	ひとり親世帯の経済的支援を図るため、児童扶養手当を支給した。 受給者数370人(児童数552人)	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

⑧未婚のひとり親家庭の支援	子育て支援課	未婚のひとり親家庭の子育てを支援するため、保育料等の対象事業において、寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして、利用料等の算定を行います。	令和3年6月30日に「みなし寡婦」制度が廃止となった。	「みなし寡婦」制度の廃止。	「みなし寡婦」制度の廃止。
⑨母子・父子家庭医療費の支給	保険年金課	母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。	母子・父子家庭医療費の助成を行った。 受給対象者数941人　うち子ども503人 (令和5年3月時点)	母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施する。	母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施する。
⑩母子家庭自立支援のための給付金の支給	子育て支援課	制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、自立支援給付金の支給を行っています。	高等職業訓練促進給付金を対象者6人に給付した。 令和4年度については、自立支援教育訓練給付金対象者なし。	制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、自立支援給付金支給を行う。	制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、自立支援給付金支給を行う。
⑪施設等利用給付費の支給	子育て支援課	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給します。	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給した。 幼稚園対象児童数 延べ人数2,129人 認可外保育施設 延べ人数12人	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給を行う。	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給を行う。
⑫幼稚園・保育所等の給食における副食費の一部免除	子育て支援課	幼稚園、認定こども園、保育所に通う児童の給食費における低所得者又は第3子以上の児童の副食費を免除します。	副食費免除対象者数 保育所及び認定こども園対象児童数 延べ2,074人 新制度移行幼稚園対象児童数 延べ人数364人 新制度未移行幼稚園対象児童数 延べ人数473人	施設及び対象世帯への制度の周知を徹底し、今後も継続して副食費の免除を実施する。	施設及び対象世帯への制度の周知を徹底し、今後も継続して副食費の免除を実施する。
⑬実費徴収に係る補足給付の支給	子育て支援課	保育所・認定こども園に通う生活保護世帯の児童の園により実費徴収する日用品等の一部を補助します。	生活保護世帯の児6人（4世帯）に対し、令和4年度に購入した日用品等の一部を補助した。	施設及び対象世帯への制度の周知を徹底し、今後も継続して日用品の補助を実施する。	施設及び対象世帯への制度の周知を徹底し、今後も継続して日用品の補助を実施する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目(1)	2. 本市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めます。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実実施計画予定
①仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	産業振興課	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等関係法令について、広報・PRを一層充実して周知を図ります。	・労働関係法令に関するリーフレットなどを窓口配置し、継続して周知を図った。 ・出産後等の女性の再就職について相談できる「ママ・ジョブ・あいち無料出張相談」を実施した。	・労働関係法令に関するリーフレットなどを窓口配置し、継続して周知を図る。 ・出産後等の女性の再就職について相談できる「ママ・ジョブ・あいち無料出張相談」を実施する。	労働関係法令に関するリーフレットなどを窓口配置し、継続して周知を図る。
②男女共同参画意識の啓発	人権推進課	性別により固定的な役割分担意識にとらわれない男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙やパンフレット、男女共同参画に関するセミナーや男性を対象とした料理教室の開催など、様々な方法により、啓発活動を継続して行います。また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要情報を提供します。	○広報紙12月号に掲載 「男女共同参画社会の実現を目指して」 ○国や県から配布される男女共同参画関連の資料を公共施設に配置し周知に努めた。 ○男女共同参画啓発パネルの展示 ・男女共同参画週間(6月23日～30日) 神守支所「みんなで！家事」 ・男女共同参画月間(10月1日～31日) 市役所1階ロビー 「男女共同参画のキホン」 ○男女共同参画に関するセミナーを、男女共同参画に対する意識啓発や理解を深めることを目的に4回開催した。 ・市民対象 南文化センター 11/8火「太極拳の基礎を学ぶ」14名全員女性 ・職員対象 市役所 ①2/6月「メンタルヘルスケア研修」24名(女性11名) ②10/26水「男女共同参画社会を推進するため」 平成30年度採用職員6名(女性3名) ・3/11土「親子お菓子作り教室」18名(女性6名：子ども5、親1) ○女性チャレンジ支援情報をホームページに掲載し、啓発を行った。	性別により固定的な役割分担意識にとらわれない男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙やパンフレット、男女共同参画セミナーの開催など、様々な方法により、啓発活動を行う。また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要情報を提供する。 ○R5男女共同参画セミナー4回開催予定 企業、市民、職員、保育士を対象に各1回開催 ○男女共同参画啓発パネルの展示 ・男女共同参画週間(6月23日～29日) 神守支所「男女共同参画のキホン(夫婦編)」 ・男女共同参画月間(10月1日～31日) 文化会館予定「展示パネル未定」 ○ワーク・ライフ・バランスに関する市内企業・事業所調査を実施予定。	性別により固定的な役割分担意識にとらわれない男女共同参画社会に向けて、様々な方法により、啓発活動を継続する。 また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要情報を提供する。
③ファミリー・サポートの充実	子育て支援課	ファミリー・サポート・センターにて実施している、子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなど事業内容の充実を進め、より一層の周知を図ります。	ファミリー・サポート・センターにて実施している、子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなどを実施した。依頼会員38人、提供会員12人、両方会員6人計人の登録があった。 預かり・援助件数1280件、病児・病後児預かり7件、夜間預かり10件、産前産後の家事支援48件合計1345件の利用実績があった。	地域において育児をしたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助を行っていくファミリー・サポート・センター事業を実施する。子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなどを今後も継続して実施する。	地域において育児をしたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助を行っていくファミリー・サポート・センター事業を実施する。子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなどを今後も継続して実施する。
④雇用情報の提供	産業振興課	ハローワーク等関係機関と連携して、雇用情報にアクセスしやすいように、市ホームページからハローワークへのリンクを充実します。	市ホームページにおいて、労働相談・就業等相談窓口として、ハローワーク等のホームページのリンク先を掲載した。	市ホームページにおいて、労働相談・就業等相談窓口として、ハローワーク等のホームページのリンク先を継続して掲載する。	市ホームページにおいて、労働相談・就業等相談窓口として、ハローワーク等のホームページのリンク先を継続して掲載する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(2) 子育て家庭の支援
中項目(1)	3. 本市は、虐待、体罰、いじめ等を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と協力して、情報を共有し、子育てをしている家庭に対し必要な支援を行います。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実実施計画予定
① 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実	健康推進課	妊娠期からの虐待予防の取り組みとして、妊娠届出時のアンケートの活用、医療機関や関係機関と連携し、問題を抱えているご家庭が孤立しないよう努めます。また、赤ちゃんとの生活や乳幼児揺さぶられ症候群など、子育てに関する啓発を妊婦教室や乳児期に行います。	妊娠届出時に全ての妊婦と面接し、妊娠期から相談しやすい体制を整備した。また、支援が必要な方に対して、子育て世代包括支援センター事業や要保護児童対策地域協議会の場を利用し、児童虐待部門と連携しながら支援を実施した。	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施する。	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続して実施する。
	子育て支援課		要支援妊婦、特定妊婦に対し、保健師と連携し、妊娠期から家庭訪問や面接を行い、出産後の安心・安全な育児の為に必要な支援を行った。家庭訪問5件	要支援妊婦、特定妊婦に対し、保健師と連携し、妊娠期から家庭訪問や面接を行い、出産後の安心・安全な育児の為に必要な支援を行う。	要支援妊婦、特定妊婦に対し、保健師と連携し、妊娠期から家庭訪問や面接を行い、出産後の安心・安全な育児の為に必要な支援を行う。
② 乳児家庭全戸訪問の実施	子育て支援課	生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師や主任児童委員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供・養育環境の把握等を行います。	生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師・看護師・保育士等や主任児童委員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行った。訪問対象291人、訪問実施290人、うち要経過観察児数108人。	生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師・看護師等や主任児童委員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行う。	生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師・看護師等や主任児童委員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行う。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(3) 子どもの安全・安心を保障する取組
中項目(1)	1. 本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、子どもが有害な環境、犯罪、災害等の被害から守られるよう必要な取組を実施するとともに、子どもが自らの心身を守ることができるよう必要な教育を行います。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実実施計画予定
① 防犯教育の促進	市民協働課	学校等において防犯教室、講話等を実施します。	地域住民対象の防犯教室、講和等を実施した。	保育園、学校等において防犯教室、講話等を実施し、子どもの安全と地域ぐるみの防犯対策を図る。	認定こども園等において防犯教室、講話等を実施し、子どもの安全と地域ぐるみの防犯対策を図る。
② 交通安全教育の推進	市民協働課	学校等において、道路の横断や正しい自転車の乗り方などを実践する交通安全教室を実施します。	町内・学校等で交通安全教室、啓発活動等を対策を行い、計14回実施した。	町内・学校・保育園等で交通安全教室を実施し、交通事故防止を図る。	町内・学校・認定こども園等で交通安全教室を実施し、交通事故防止を図る。
③ 防犯カメラの整備	市民協働課	安全で安心できるまちにするため、町内会等に防犯カメラの設置補助を行います。	令和4年度は、下春日台自治会及び寺前・高畑町内会へ防犯カメラ7台分の補助を行い、設置補助の推進に努めた。	今後も安全安心なまちのため、防犯カメラの設置補助を推進する。	今後も安全安心なまちのため、防犯カメラの設置補助を推進する。
④ 「子ども110番の家」の充実	市民協働課	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」について、各小学校において通学路点検を行い、未整備場所における設置について依頼していきます。	令和3年度現在182件登録。	「子ども110番の家」の更新年度のため、学校と連携して進めるとともに、通学路点検等の実施により児童、保護者に周知を図る。	「子ども110番の家」の新規設置について学校と連携して進めるとともに、通学路点検等の実施により児童、保護者に周知を図る。
	学校教育課		新型コロナウイルス感染症対策の要となる3密を避けるため、教員による通学路点検のみを実施する。		
⑤ チャイルドシートの正しい使用の徹底	市民協働課	広報紙において掲載するとともに、街頭にてサイン板をかかげ交通安全広報を実施します。	広報紙に掲載(2月号)するとともに、警察署や関係団体と連携して交通安全広報に努めた。	広報紙の掲載及び関係機関と連携した街頭での交通安全広報を実施する。	広報紙の掲載及び関係機関と連携した街頭での交通安全広報を実施する。
⑥ 地域安全広報活動の推進	市民協働課	地域や関係機関・団体が連携した街頭キャンペーンの実施を支援します。	警察署及び関係団体等と連携し、街頭キャンペーンを11回実施した。	関係機関と連携した効果的な街頭キャンペーンにより防犯啓発を実施する。	関係機関と連携した効果的な街頭キャンペーンにより防犯啓発を実施する。
⑦ パトロール活動の推進	市民協働課	ボランティア団体等による防犯パトロールの実施を支援します。	ボランティア団体等による防犯パトロールを9回実施した。	警察署員と防犯パトロールに参加することで協力支援を図る。	警察署員と防犯パトロールに参加することで協力支援を図る。
⑧ 各種街頭啓発活動の推進	社会教育課	青少年の非行・被害防止や健全育成を図るため、県や関係機関と協調・連携しながら実施します。	県や関係機関と連携し、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動(夏期・冬期)」などを実施した。また、津島保護区保護司会主催の「社会を明るくする運動」に共催し、街頭キャンペーンを実施した。	県や関係機関と連携し、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動(夏期・冬期)」等を実施する。	県や関係機関と連携し、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動(夏期・冬期)」等を実施する。
⑨ 防火思想の普及啓発活動の推進	消防本部	保育所、幼稚園等に対して、花火指導や消防教室等を実施します。	新型コロナウイルス蔓延により一部施設で中止にしたが、10施設493人を対象に花火指導を実施した。	保育園、こども園等に花火指導を実施し、防火に対する意識の向上を図る。(7月～8月頃に実施予定)	保育園、こども園等に花火指導を実施し、防火に対する意識の向上を図る。
⑩ 防災教育の推進	消防本部	小学校等において地震に対する知識等を深めるため、起震車による地震体験訓練を実施します。また、中学校一年生を対象に、防火・防災の講座を実施し、自助・共助の重要性を学んでもらい、災害時には率先して行動できるよう育成します。	小学校8校で地震に対する知識等を深めるために起震車体験と講話を実施した。中学校4校で1年生を対象に防火・防災の講話を実施した。	小学校等において地震に対する知識等を深めるため、起震車による地震体験訓練を実施する。各中学校の1年生を対象に、防火・防災講話を実施する。	小学校等において地震に対する知識等を深めるため、起震車による地震体験訓練を実施する。各中学校の1年生を対象に、防火・防災講話を実施する。
⑪ 自転車乗車用ヘルメットの補助	市民協働課	7歳から18歳の児童生徒等または、65歳以上の高齢者を対象に安全認証(SGマーク等)が付いている自転車乗車用ヘルメットの購入補助を行います。(購入金額の2分の1・上限2,000円)	補助申請数 396件 (内訳 7歳から18歳の児童生徒等296件)	今後も自転車事故による交通事故被害防止のため、自転車用ヘルメットの着用を推進する。	今後も自転車事故による交通事故被害防止のため、自転車用ヘルメットの着用を推進する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(3) 子どもの安全・安心を保證する取組
中項目(1)	2. 本市は、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備その他必要な施策を行います。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実施計画予定
① 学校施設の整備	学校教育課	子どもが安全に安心して生活できるよう、学校施設の維持管理に努めます。	蛭間小学校体育館と神守中学校体育館の長寿命化改修工事のための設計を行った。 全小中学校にLED照明を設置した。	蛭間小学校体育館と神守中学校体育館の長寿命化改修工事を行う。 神島田小学校体育館の修繕工事実施設計を行う。	神島田小学校体育館の修繕工事を行う。
② 公園の整備維持管理	都市整備課	市内の公園が安全で快適な遊び場になるよう、必要に応じた新たな整備や適切な維持管理に努めます。	市内64カ所の公園の遊具の点検を年3回実施し、4公園の修繕工事を行った。	遊具の点検を年3回実施し、必要に応じて修繕工事を行う。	遊具の点検を年3回実施し、必要に応じて修繕工事を行う。
③ 道路の整備維持管理	都市整備課	歩行者の安全確保のため、道路や歩道の整備及び舗装の補修等を行います。	通学路安全プログラムで対策が必要な4地区について、歩道整備及び舗装補修工事を実施した。	通学路安全プログラムで対策が必要な3地区について、歩道整備及び舗装補修工事を行う。	通学路安全プログラムで対策が必要な地区について、安全対策工事及び修繕の実施を行う。

大項目	(4) 子どもの参画の推進
中項目(1)	1. 子どもが主体的に参加し、及び意見を表明することができるよう、子どもが参画する会議の開催その他の必要な支援を行うとともに、子供の意見を尊重するよう努めます。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実施計画予定
① つしま子ども会議の開催	学校教育課	子どもたちが主体的に参加できる「つしま子ども会議」を開催し、子どもたちが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場を提供します。	子どもたちが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表者委員会を開催した。	子どもたちが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表者委員会を開催する。	子どもたちが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表者委員会を開催する。
② 子どもの意見の尊重	子育て支援課	子育てイベント等の子どもに関する施策や将来の計画の策定について、アンケート等で意見を求めるときには、大人の意見とともに、子どものアンケートの実施を検討します。	子どもの居場所づくり事業において参加者アンケートを実施した。 児童館において来館者アンケートを実施	子どもの居場所づくり事業において参加者アンケートを実施する。 児童館において来館者アンケートを実施	子どもの居場所づくり事業において参加者アンケートを実施する。 児童館において来館者アンケートを実施
	社会教育課		放課後子ども教室に参加した児童のニーズや満足度を把握し、今後の放課後子ども教室の運営に役立てるため、令和4年度に参加児童を対象としたアンケートを実施（268件回答）	放課後子ども教室に参加した児童のニーズや満足度を把握し、今後の放課後子ども教室の運営に役立てるため、参加児童を対象としたアンケートを実施する。	放課後子ども教室に参加した児童のニーズや満足度を把握し、今後の放課後子ども教室の運営に役立てるため、参加児童を対象としたアンケートを実施する。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(5) 子どもの育成に係る相談体制の充実等
中項目(1)	1. 本市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う部署において密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実施計画予定
①家庭訪問による早期発見	子育て支援課	関係機関と連携を取りながら、要支援家庭の把握に努め、早期の支援開始、継続支援に努めます。	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等による家庭訪問を行い、虐待の早期発見に努めた。 (乳児家庭全戸訪問事業：290件、養育支援訪問事業：114件 合計404件訪問)	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等による家庭訪問を継続実施し、虐待の早期発見に努める。	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等による家庭訪問を継続実施し、虐待の早期発見に努める。
	学校教育課		各学校が地域訪問・家庭訪問を実施し、家庭の様子を把握した。	各学校が地域訪問・家庭訪問を実施し、家庭の様子を把握する。	各学校が地域訪問・家庭訪問を実施し、家庭の様子を把握する。
②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	健康推進課	児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育「命の大切さ」での啓発内容の充実に努めます。 児童生徒の健康に影響を与え得る健康行動課題について、児童生徒及び保護者等に対する喫煙防止教育、生活習慣教育等を実施し、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。	子どもの自己肯定感の向上に向けて、思春期教育を市内小学校8校、中学校3校、合計1,437人に実施。自己肯定感や生活習慣に関するアンケートを集計し、学校等関係機関と学童期・思春期の健康課題を共有した。	乳幼児健康診査では自己肯定感と生活習慣に関する啓発を実施する。子どもの自己肯定感の向上、生活習慣の改善等に向けて、市内小中学校と連携し、思春期教育を実施する。	乳幼児健康診査では自己肯定感と生活習慣に関する啓発を実施する。子どもの自己肯定感の向上、生活習慣の改善等に向けて、市内小中学校と連携し、思春期教育を実施する。
③虐待を防ぐための各種知識の普及啓発	子育て支援課	各施設・各家庭へのリーフレット配布や講演会を通じて児童虐待防止の周知啓発を行います。	5月家庭児童相談室内チラシ、11月児童虐待防止周知チラシを公共機関や民生委員に配布。11/9児童虐待防止に関する講演会開催41名参加。 11/25ヨシツヤにて周知活動(リーフレット、ティッシュ300人配布)等を行い、児童虐待防止の周知啓発活動を行った。	5月家庭児童相談室内チラシ、11月児童虐待防止周知チラシ配布。11/17児童虐待防止に関する講演会開催。11月ヨシツヤにて周知活動(リーフレット、ティッシュ配布)等児童虐待防止の周知啓発活動を実施し、虐待予防、早期発見に努める。	5月家庭児童相談室内チラシ。11月児童虐待防止周知チラシ配布、児童虐待防止に関する講演会開催、ヨシツヤにて周知活動(リーフレット、ティッシュ配布)等児童虐待防止の周知啓発活動を実施し、児童虐待予防、早期発見に努める。
	学校教育課		県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知した。	県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知する。	県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知する。
④育てにくさを感じる親に寄り添う相談体制の充実	健康推進課	育てにくさを感じる、育児に自信がないと感じる方への支援として、特に乳幼児健診の場で早期に関わりをもつことを重視します。また、育児不安の要素となる育児の抱え込み、精神的な負担の軽減となるような健診づくりに努め、地域の子育て支援サービスにつながるよう努めます。	乳幼児健康診査において、子どもの発達過程についてのプリントを提示し、保護者に発達過程の認知を促し、必要時、早期に関わりを持てるよう働きかけた。子どもの発達の課題や養育者の問題に応じて、保健、福祉、教育、医療等各部門と連携し、適切な支援に結びつくよう支援を実施した。	乳幼児健康診査等の機会を利用し、早期に関わりを持つことを重視し、継続的な支援を実施する。	乳幼児健康診査等の機会を利用し、早期に関わりを持つことを重視し、継続的な支援を実施する。
⑤障がい児等の相談体制の充実	福祉課	医療や療育などの支援を推進するため、保健師・家庭児童相談員等、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実に努めます。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)及び「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)に基づく障がいがある児童への福祉サービスについて、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにします。	医療や療育などの支援を推進するため、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにした。障がい福祉サービスの支給決定をしている障がい児のすべてが、障がい児相談支援を利用した。	医療や療育などの支援を推進するため、関係課窓口が連携をとり、相談に応じます。サービスの支給決定をしている障がい児のすべてが、障がい児相談支援を利用できるよう推進する。	医療や療育などの支援を推進するため、関係課窓口が連携をとり、相談に応じます。サービスの支給決定をしている障がい児のすべてが、障がい児相談支援を利用できるよう推進する。
⑥ひとり親家庭等の相談体制の充実	子育て支援課	母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行っていきます。	母子家庭・父子家庭の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上などの相談を行った。 母子・父子自立支援員が行った相談件数 434件	母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行う。	母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行う。

第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	(5) 子どもの育成に係る相談体制の充実等
中項目(1)	2. 本市は、子どもに関する相談を行う関係機関等との連携を深めることにより、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る相談体制の充実に努めます。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実施計画予定
①児童虐待の早期発見・早期対応のための体制づくり	子育て支援課	関係機関との連携を強化し、適切な情報共有、支援体制の整備を図ることにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	児童虐待対応の手引きを作成し保育所等へ配布したことで、虐待の早期発見早期対応に関するガイドラインを示し、関係機関との連携強化、適切な情報共有、支援体制の整備に努めた。	児童虐待対応の手引きを作成し小中学校へ配布することで虐待の早期発見早期対応に関するガイドラインを示し、関係機関との連携強化、適切な情報共有、支援体制の整備に努める。	手引きを活用、適宜改善しながら関係機関との連携強化、適切な情報共有、支援体制の整備に努める。
	学校教育課		毎月各学校から、保護が必要又は心配されている児童生徒の報告が教育委員会に上がってくる。それをとりまとめ、月1回開催される要保護ネットワーク会議に参加して報告した。	毎月各学校から、保護が必要又は心配されている児童生徒の報告が教育委員会に上がってくる。それをとりまとめ、月1回開催される要保護ネットワーク会議に参加して報告し、早期対応を図る。	毎月各学校から、保護が必要又は心配されている児童生徒の報告が教育委員会に上がってくる。それをとりまとめ、月1回開催される要保護ネットワーク会議に参加して報告し、早期対応を図る。
②相談体制、ネットワークの強化	子育て支援課	児童相談所や保健所等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努めます。	要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所や保健所、警察署等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努めた。	要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所や保健所、警察署等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努める。	要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所や保健所、警察署等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努める。
	学校教育課		要保護ネットワーク会議で各関係機関と情報交換を行い、必要に応じて連携して対応した。	要保護ネットワーク会議で各関係機関と情報交換を行い、必要に応じて連携して対応する。	要保護ネットワーク会議で各関係機関と情報交換を行い、必要に応じて連携して対応する。

大項目	(6) 虐待、体罰、いじめ等の救済等
中項目(1)	1. 本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等並びに関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じます。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実施計画予定
①ネットワークの強化	子育て支援課	発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うために、ネットワーク会議やサポートチーム会議を開催し、各相談機関と情報共有、役割分担を確認して、個々のケースの解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。	要保護児童対策地域協議会を活用し、妊娠期から子育て期まで、関係機関と連携し、情報共有、役割分担をして切れ目のない支援を行った。 要保護児童対策地域協議会 年1回開催 ネットワーク会議 年12回開催 サポートチーム会議 年7回開催	要保護児童対策地域協議会を活用し、妊娠期から子育て期まで、関係機関と連携し、必要に応じて個別サポートチーム会議を行い、情報共有、役割分担をして切れ目のない支援に努める。	要保護児童対策地域協議会を活用し、妊娠期から子育て期まで、関係機関と連携し、必要に応じて個別サポートチーム会議を行い、情報共有、役割分担をして切れ目のない支援に努める。

大項目	(6) 虐待、体罰、いじめ等の救済等
中項目(1)	2. 学校等関係者及び地域住民等は、常に子どもに気を配るとともに、虐待、体罰、いじめ等を受けていると思われる子どもを発見した時は、直ちに市又は関係機関に通報します。
中項目(2)	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和4年度実績	令和5年度実施計画	令和6年度以降の実施計画予定
①学校での相談体制の充実	学校教育課	教員による教育相談を行うと同時にスクールカウンセラーとの連携を図ります。	スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい体制を作った。また学校、教育委員会、家庭児童相談室と連携して相談対応した。	スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい体制を作っている。また、学校、教育委員会、家庭児童相談室と連携して対応する。	スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい体制を作っている。また、学校、教育委員会、家庭児童相談室と連携して対応する。
②スクールカウンセラーの配置	学校教育課	全中学校(各校1名)及び全小学校(2名で8校)にスクールカウンセラーを配置します。	県から4名の配置(小学校8校は4名で巡回、中学校4校は各校1名、相談1,517件)があった。また、市で雇用した2名が小中学校を巡回した(相談199件)。	県から5名の配置(小学校8校は5名で巡回、中学校4校は各校1名と他1名)がある予定。また、市で雇用した2名が小中学校を巡回する。	県から5名の配置(小学校8校は5名で巡回、中学校4校は各校1名と他1名)がある予定。また、市で雇用した2名が小中学校を巡回する。